

電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく 第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款

目次

第1章 総則

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更
- 第3条 用語の定義
- 第4条 端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等

第2章 接続する設備の範囲

第1節 標準的な接続箇所

- 第5条 標準的な接続箇所

第2節 相互接続点

- 第6条 相互接続点を設置する目的
- 第7条 相互接続点の設置場所
- 第8条 相互接続点の設置範囲

第3節 接続対象地域

- 第9条 当社の接続対象地域

第4節 接続により提供する機能

- 第10条 接続により提供する機能

第2章の2 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続き

第10条の2 事前照会

- 第10条の3 相互接続点の調査及び設置申込み

第10条の4 相互接続点の設置

- 第10条の5 接続申込者等の接続に必要な装置等の設置場所への立入り

- 第10条の6 相互接続点を当社の通信用建物と異なる場所に設置する場合の取扱い

- 第10条の7 相互接続点を設置する場所の確保

- 第10条の8 準用

第2章の3 削除

- 第10条の9から第10条の12まで 削除

- 第10条の13 電柱添架の申込み

- 第10条の14 電柱添架に係る立会い

第3章 協定の締結手続き等

第1節 事前調査

- 第11条 事前調査の申込み

- 第11条の2 準用

- 第12条 事前調査の受付及び順番

- 第13条 事前調査の回答

第2節 ソフトウェア開発費の適正性に関する協議

- 第14条 ソフトウェア開発費の適正性に関する協議の申込み等

- 第15条 ソフトウェア開発費の適正性に関する協議

第3節 削除

- 第16条から第20条まで 削除

第4節 接続申込み

- 第21条 接続申込み

- 第22条 接続申込みの承諾

第5節 接続用設備の設置又は改修の申込み

- 第23条 接続用設備の設置又は改修の申込み

- 第24条 申込みに必要な資料の提出

- 第25条 接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾

- 第26条 個別建設契約の締結

- 第27条 接続用設備の設置又は改修の変更等

- 第28条 完成通知

- 第29条 その他の接続用設備の設置又は改修の申込み

第6節 接続用ソフトウェアの開発の申込み

第30条 接続用ソフトウェアの開発の申込み

第31条 接続用ソフトウェアの開発の承諾

第32条 接続用ソフトウェア開発契約の締結

第33条 接続用ソフトウェアの開発の中止

第34条 準用

第6節の2 当社の光回線設備等との接続に関する手続き

第34条の2 一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み

第34条の3 一般光信号中継回線の接続

第34条の4 光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み

第34条の5 光回線設備の非現用芯線がない場合の立入り

第34条の6 光信号引込等設備の取扱い

第34条の7 特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み

第34条の8 一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査

第34条の9 異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み

第34条の10 光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み

第34条の11 支障移転等を行う場合の取扱い

第34条の12 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算

第34条の13 複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い

第6節の3 優先パケット機能の接続に関する手続き

第34条の14 優先パケット機能の接続に係る管理方針

第34条の15 優先クラス通信機能の接続申込み

第7節 修補の責任

第35条 修補の責任

第8節 当社の電気通信設備又はソフトウェアの更改又は利用中止

第36条 当社が行う電気通信設備又はソフトウェアの更改

第36条の2 協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等

第36条の3 個別管理対象設備の除却又は転用

第9節 その他の工事等の請求

第37条 その他の工事の請求

第37条の2 DSL回線の回線調整工事

第37条の3 換算線路長に係る利用制限が設けられているDSL回線の設置等の請求

第37条の4 光回線設備の回線調整等工事

第3章の2 一括申込み

第37条の5 一括申込み

第4章 標準的接続期間

第38条 標準的接続期間

第39条 準用

第5章 協定の締結・解除等

第40条 協定の単位

第41条 協定上の地位の移転

第42条 協定上の地位の承継

第43条 協定の変更

第44条 協定事業者が行う協定の解除

第45条 当社が行う協定の解除

第46条 協定の消滅

第6章 責務

第1節 責務

第47条 守秘義務

第48条 必要事項の通知

第48条の2 役務提供の確認

第48条の3 情報の提出

第49条 相互協力

第49条の2 緊急措置等

- 第 50 条 トラヒック又は回線数等の通知
- 第 50 条の 2 削除
- 第 50 条の 3 DSL 回線の伝送システムの通知
- 第 50 条の 4 IPoE 接続に係る責務
- 第 2 節 保守
 - 第 51 条 維持責任
 - 第 51 条の 2 保全措置
 - 第 52 条 協定事業者の切分責任等
- 第 3 節 譲渡等の承認等
 - 第 53 条 ローミング等に係る譲渡の承認
 - 第 53 条の 2 第三者への債権譲渡等
- 第 7 章 接続形態
 - 第 54 条 接続形態
- 第 8 章 重要通信の取扱方法
 - 第 1 節 重要通信を確保するための措置
 - 第 55 条 相互接続通信の切断
 - 第 56 条 相互接続通信の制限
 - 第 57 条 優先的に扱う通信の識別
 - 第 2 節 緊急通報用電話に接続する場合の取扱い
 - 第 58 条 緊急通報用電話に接続する場合の取扱い
- 第 9 章 接続等の一時中断、停止、中止及び廃止
 - 第 59 条 接続の一時中断
 - 第 60 条 接続の停止
 - 第 61 条 接続の中止
 - 第 61 条の 2 工事又は手続き等の停止及び中止
 - 第 61 条の 3 接続機能の廃止
- 第 10 章 料金等
 - 第 1 節 料金及び工事又は手続きに関する費用
 - 第 62 条 料金等
 - 第 63 条 接続料金の機能の区分
 - 第 2 節 接続料金の支払義務
 - 第 64 条 定額制の網使用料の支払義務
 - 第 65 条 従量制の網使用料の支払義務
 - 第 66 条 網改造料の支払義務
 - 第 3 節 工事費及び手続き等の支払義務
 - 第 67 条 工事費の支払義務
 - 第 68 条 手続きの支払義務
 - 第 68 条の 2 光信号引込等設備に係る負担額の支払義務
 - 第 68 条の 3 電柱に係る負担額の支払義務
 - 第 4 節 料金の計算及び支払い
 - 第 69 条 定額制の網使用料及び網改造料の計算方法
 - 第 70 条 従量制の網使用料の計算方法
 - 第 71 条 通信時間の測定等
 - 第 72 条 料金等の支払い
 - 第 73 条 料金の一括後払い
 - 第 73 条の 2 期限の利益喪失
 - 第 74 条 網使用料の実績に基づく精算
 - 第 74 条の 2 手続きの実績に基づく精算
 - 第 75 条 工事費及び手続き等の遡及適用
 - 第 5 節 削除
 - 第 76 条 削除
 - 第 6 節 請求金額に不符合がある場合の取扱い
 - 第 77 条 請求金額に不符合がある場合の取扱い
 - 第 6 節の 2 債務の履行の担保
 - 第 77 条の 2 債務の履行の担保に係る協議申入れ等
 - 第 77 条の 3 債務の履行の担保
 - 第 7 節 割増金、違約金及び延滞利息

- 第 78 条 割増金
- 第 78 条の 2 一般光信号中継回線、光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金
- 第 78 条の 3 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手續きに係る違約金
- 第 78 条の 4 電柱添架の手續きに係る違約金
- 第 79 条 延滞利息
- 第 8 節 債権譲受
- 第 80 条 債権譲受
- 第 9 節 料金回収代行
- 第 81 条 利用者料金の請求回収代行
- 第 10 節 端数処理
- 第 82 条 端数処理
- 第 11 章 技術的条件
- 第 83 条 技術的条件
- 第 12 章 損害賠償
- 第 84 条 責任の制限
- 第 85 条 解除等の場合の取扱い
- 第 86 条 事業の休止の場合の取扱い
- 第 87 条 トラヒック又は回線数が乖離した場合の取扱い
- 第 88 条 免責
- 第 13 章 利用者への責任に関する事項
- 第 89 条 利用者料金の設定
- 第 90 条 利用者料金の請求
- 第 91 条 ローミング等に係る特例
- 第 92 条 利用者料金の課金
- 第 93 条 利用者からの苦情又は故障修理の請求等に対する対応
- 第 94 条 当社の端末回線等の提供条件
- 第 14 章 相互接続点を当社の通信用建物内に設置する場合の取扱い
- 第 95 条 接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約
- 第 95 条の 2 接続申込者等による立会いのための立入り
- 第 95 条の 3 接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り
- 第 95 条の 4 接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間
- 第 95 条の 5 工事等の制限
- 第 14 章の 2 あっせん又は仲裁による解決
- 第 95 条の 6 あっせん又は仲裁による解決
- 第 14 章の 3 削除
- 第 95 条の 7 削除
- 第 15 章 協定事業者の契約者の契約者回線番号等の電話帳掲載及び番号案内並びに番号情報データベース登録及び番号情報データベース利用
- 第 96 条 協定事業者の契約者の契約者回線番号等の電話帳掲載
- 第 97 条 協定事業者の契約者の契約者回線番号等の番号案内
- 第 97 条の 2 番号情報データベース登録
- 第 97 条の 3 番号情報データベース利用
- 第 16 章 雑則
- 第 98 条 個別契約事業者に対する契約者情報の提供
- 第 98 条の 2 優先接続機能の提供を受ける協定事業者に対する契約者情報の提供
- 第 99 条 みなし契約事業者に対する契約者情報の提供
- 第 99 条の 2 通信用建物の空き情報等の提供
- 第 99 条の 3 DSL 回線等に係る情報の提供
- 第 99 条の 4 DSL 回線との接続に係るその他の情報の提供
- 第 99 条の 5 様式
- 第 99 条の 6 光回線設備等に係る情報の提供
- 第 99 条の 7 光回線設備との接続に係るその他の情報の提供
- 第 99 条の 8 接続の手續及び算定根拠に関する情報の提供
- 第 99 条の 9 宅内光信号電気信号変換装置に係る情報の提供

- 第 99 条の 10 削除
- 第 99 条の 11 I S P 接続用ルータに係る情報の提供
- 第 99 条の 12 電柱所有に係る情報の提供
- 第 99 条の 13 申込者情報確認結果の即時通知
- 第 99 条の 14 優先クラス通信機能に係る情報の提供
- 第 100 条 承諾の限界
- 第 101 条 双務的条件
- 第 102 条 I P 通信網県間区間伝送路との接続の申込みに係る手続き等
- 第 103 条 中間配線盤における接続に係る手続き等

料金表

通則

第 1 表 接続料金

第 1 網使用料

1 適用

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1 の 2 I S M 折返し機能

2-1 の 3 光信号電気信号変換機能

2-1 の 4 光信号多重分離機能

2-2 端末系交換機能

2-3 市内伝送機能

2-4 中継系交換機能

2-4 の 2 音声パケット変換機能

2-5 中継伝送機能

2-6 通信路設定伝送機能 (N T T 東日本の場合)

2-6 通信路設定伝送機能 (N T T 西日本の場合)

2-6 の 2 削除

2-6 の 3 イーサネットフレーム伝送機能

2-7 信号伝送機能

2-7 の 2 S I P サーバ機能

2-7 の 3 S I P 信号変換機能

2-7 の 4 番号管理機能

2-7 の 5 ドメイン名管理機能

2-8 番号案内機能等

2-9 削除

2-10 公衆電話機能

2-11 その他の機能

2-12 端末間伝送等機能

2-13 ルーティング伝送機能

2-14 網同期クロック供給機能

第 2 網改造料

1 適用

1-1 網改造料の対象となる機能

2 料金額

2-1 算出式

2-1 の 2 個別管理対象設備を更改又は利用中止する場合の料金額

2-1 の 3 複数の協定事業者が現に利用している個別管理対象設備について、一部の協定事業者がその利用を中止する場合の料金額

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

2-3 年額料金の算定に係る比率

第 2 表 工事費及び手続費

第 1 工事費

1 適用

2 工事費の額

- 2-1 工事費
- 2-2 2-1以外の工事費
- 2-3 算出式
- 2-4 2-3に適用する作業単金
- 第2 手続費
 - 1 適用
 - 2 手続費の額
 - 2-1 手続費
 - 2-2 2-1以外の手続費
 - 2-3 算出式
- 第2表の2 建設請負契約に基づく負担額
 - 1 算出式
- 第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額
 - 第1 通信用建物に係る負担額
 - 1 算出式
 - 2 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料
 - 2-1 適用
 - 2-2 料金額（NTT東日本の場合）
 - 2-2 料金額（NTT西日本の場合）
 - 第2 とう道又は管路に係る負担額
 - 1 適用
 - 2 とう道又は管路に係る料金額
 - 2-1 とう道に係る料金額（NTT東日本の場合）
 - 2-1 とう道に係る料金額（NTT西日本の場合）
 - 2-2 管路に係る料金額（NTT東日本の場合）
 - 2-2 管路に係る料金額（NTT西日本の場合）
 - 第3 電柱に係る負担額
- 第4表 光信号引込等設備に係る負担額
 - 第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額
 - 第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額
- 第5表 その他指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な設備に係る料金額

技術的条件集

第1章 通則

第2章 形態別技術的条件

- 第1節 形態1-1 削除
- 第2節 形態1-2 端末回線線端接続インタフェース（電話サービス契約約款を準用したインタフェース）
- 第3節 形態1-3 端末回線線端接続インタフェース（総合デジタル通信サービス契約約款を準用したインタフェース）
- 第4節 形態1-4 端末回線線端接続インタフェース（専用線用インタフェース）
- 第4節の2形態1-5 端末回線線端接続インタフェース（DSL用インタフェース）
- 第4節の3形態1-6 端末回線線端接続インタフェース（光信号端末回線用インタフェース）
- 第4節の4形態1-7 端末回線線端接続インタフェース（IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース）
- 第4節の5形態1-8 端末回線線端接続インタフェース（き線点近傍の電柱等の端子盤接続インタフェース（DSL用インタフェース））
- 第4節の6形態1-9 端末回線線端接続インタフェース（IP通信網サービス契約約款を準用したインタフェース）
- 第5節 形態2 削除
- 第5節の2形態2-2 削除
- 第5節の3形態2-3 端末回線接続インタフェース（光信号伝送装置接続インタフェース）
- 第5節の4形態2-4 端末回線接続インタフェース（光電気信号変換装置接続インタフェース）
- 第5節の5形態2-5 削除
- 第6節 形態3-1 削除

第7節	形態3-2	加入者交換機接続インタフェース (MF用インタフェース)
第8節	形態3-3	加入者交換機接続インタフェース (多数事業者間接続用インタフェース)
第9節	形態4-1	削除
第10節	形態4-2	削除
第11節	形態4-3	中継交換機接続インタフェース (M用インタフェース)
第12節	形態4-4	削除
第13節	形態4-5	削除
第14節	形態4-6	中継交換機接続インタフェース (多数事業者間接続用インタフェース)
第15節	形態4-7	削除
第16節	形態5	専用線接続インタフェース
第16節の2	形態5-2	専用線接続インタフェース (IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース)
第17節	形態6-1	削除
第18節	形態6-2	信号網接続インタフェース (加入者交換機高度サービス個別接続用インタフェース)
第18節の2	形態6-3	信号網接続インタフェース (加入者交換機高度サービス接続用インタフェース)
第19節	形態7	番号案内データベース接続インタフェース
第19節の2	形態7-2	NPS交換機接続インタフェース
第20節	形態8	サービス制御統括局接続インタフェース
第21節	形態9	端末回線MDF接続インタフェース (DSL用インタフェース)
第22節	形態10	ISM折返し接続インタフェース
第23節	形態11	端末回線加入者交換機接続インタフェース
第24節	形態12	光信号端末回線接続インタフェース
第25節	形態13	一般光信号中継回線接続インタフェース
第25節の2	形態13-2	特別光信号中継回線接続インタフェース
第26節	形態14	ISP接続用ルータ接続インタフェース (IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース (PPPoE方式))
第26節の2	形態14-2	ISP接続用ルータ接続インタフェース (IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース (IPoE方式))
第27節	形態15	収容局ルータ接続インタフェース (IP通信網収容局ルータ接続インタフェース)
第28節	形態16	削除
第29節	形態17	一般中継局ルータ接続インタフェース (IP通信網一般中継局ルータ接続インタフェース)
第29節の2	形態17-2	一般中継局ルータ接続インタフェース (音声等接続用ルータ接続インタフェース)
第30節	形態18	削除
第31節	形態19	中継局イーサネットスイッチ接続インタフェース

技術的条件集別表

1	相互接続箇所毎の接続番号
2	付加サービス等の利用条件
3	MTP仕様
3. 1	MTP仕様 (信号用ATMインタフェース)
4	ISUP仕様
4. 1	ISUP仕様 (網内信号部)
5	接続シーケンス
6	伝送装置間インタフェース仕様
6. 1	伝送装置間インタフェース仕様 (新SDH)
6. 2	伝送装置間インタフェース仕様 (1.5M/6.3Mインタフェース)
6. 3	削除
6. 4	伝送装置間インタフェース仕様 (2線式インタフェース)
7	削除
8	削除
9	網同期クロックインタフェース仕様
10	削除

- 11. 1 削除
- 11. 2 削除
- 11. 3 削除
- 11. 4 削除
- 11. 5 削除
- 11. 6 削除
- 11. 7 削除
- 11. 8 削除
- 11. 9 専用回線ノード装置インタフェース仕様 (DSM-L形専用サービスノード装置)
- 11. 10 削除
- 11. 11 削除
- 11. 12 削除
- 11. 13 削除
- 12 S C C P仕様
- 12. 1 S C C P仕様 (網内信号部)
- 13 T C仕様
- 13. 1 T C仕様 (網内信号部)
- 14 削除
- 15 相互接続用共通インタフェース仕様
- 15. 1 相互接続用共通インタフェース仕様 (網内信号部)
- 16 網特有A S E仕様
- 17 N T T固有サービス制御仕様
- 18 サービス制御統括局接続インタフェース仕様
- 19 I N A P仕様
- 19. 1 I N A P仕様 (網内信号部)
- 20 F網サービス端末回線線端接続インタフェース仕様
- 21. 1 削除
- 21. 2 番号案内データベース接続インタフェース仕様 (番号案内データベース-番号案内台)
- 21. 3 番号案内データベース接続インタフェース仕様 (番号情報データベース接続)
- 21. 3 21. 4 N P S交換機接続インタフェース仕様
- 22 64Kユニバーサル信号仕様
- 23 削除
- 24. 1 削除
- 24. 2 D S Lインタフェース仕様 (宅内インタフェース1)
- 24. 3 削除
- 24. 4 D S Lインタフェース仕様 (局内インタフェース2)
- 24. 5 削除
- 24. 6 削除
- 24. 7 D S Lインタフェース仕様 (局内インタフェース5)
- 24. 8 削除
- 24. 9 メタリック加入者伝送システムのスペクトル管理
- 24. 10 D S Lインタフェース仕様 (F T T Rインタフェース)
- 25. 1 光信号回線接続インタフェース仕様 (光信号端末回線用インタフェース1)
- 25. 2 光信号回線接続インタフェース仕様 (光信号端末回線用インタフェース2)
- 25. 3 光信号回線接続インタフェース仕様 (一般光信号中継回線用インタフェース)
- 25. 4 光信号回線接続インタフェース仕様 (特別光信号中継回線用インタフェース)
- 26 I P通信網 I S P接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv4PPPoE 方式)
- 26. 1 削除
- 26. 2 I P通信網 I S P接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv4PPPoE 方式-10GBASE-LR/ER
インタフェース)
- 26. 3 I P通信網 I S P接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv6PPPoE 方式)
- 26. 4 I P通信網 I S P接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv6PPPoE 方式-10GBASE-LR/ER
インタフェース)
- 26. 5 I P通信網 I S P接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv6IPoE 方式)
- 27. 1 I P通信網収容局ルータ接続インタフェース仕様 (1000BASE-SX/10GBASE-LR インタフェ

- ース)
- 27. 2 削除
- 27. 3 I P通信網収容局ルータ接続インタフェース仕様 (ISDN 一次群速度ユーザ・網インタフェース)
- 27. 4 削除
- 27. 5 削除
- 28 削除
- 28. 1 削除
- 28. 2 光信号伝送装置接続インタフェース仕様 (1Gbit/sタイプ/10Gbit/sタイプ)
- 29. 1 信号網接続用インタフェース仕様 1
- 29. 2 信号網接続用インタフェース仕様 2
- 30 光回線設備を介して当社の光回線設備以外の指定電気通信設備と接続する場合の技術的条件
- 31. 1 光信号電気信号変換装置接続インタフェース仕様 (非集線型)
- 31. 2 削除
- 32 削除
- 33 削除
- 34 伝送装置間インタフェース仕様
- 34. 2 伝送装置間インタフェース仕様 (音声等接続用ルータ接続インタフェース)
- 35 I Pトランスポート仕様
- 35. 2 I Pトランスポート仕様 (音声等接続用ルータ接続インタフェース)
- 36 S I Pを用いた相互接続用インタフェース仕様
- 36. 2 S I Pを用いた相互接続用インタフェース仕様 (音声等接続用ルータ接続インタフェース)
- 37 削除
- 38 中継局イーサネットスイッチ接続インタフェース仕様

別表

1	接続により提供する機能	別 1 - 1
2	接続形態	別 2 - 1
3	様式	別 3 - 1
4	違約金	別 4 - 1
5	既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	別 5 - 1

附則

附 - 1

注 1 : N T T 東日本と N T T 西日本で内容が異なる事項は、場合分けを行い記載しています。

注 2 : N T T 東日本の接続約款のみに記載している事項は実線下線を付して、N T T 西日本の接続約款のみに記載している事項は点線下線を付して記載しています。